種 類	マイホームを売却した時の特例	被相続人の居住用財産(空き家)を売却した時の特例
主な適用要件	①自分が現在住んでいる家屋又は家屋と一緒に敷地も売却すること②以前に住んでいた家屋の場合は、住まなくなった日から3年を経過する年の12月31日までに売却すること	①空家の条件 ・1981年5月以前に建築された戸建て (マンションなど区分所有建物は除く) ・相続開始直前において被相続人以外に 居住している人がいなかった ②売却した人が被相続人から空家を相続 により取得したこと ③相続から3年を経過する年の12月31日 までに売却すること ④売却価額が1億円以下 ⑤売却前に更地に戻すか耐震リフォームを施 す
控 除 額	売却益から3,000万円を差引けます	